

# 仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

## 1 件名

令和5年度富裕層向けPRにかかるConnections FAMトリップ企画運營業務委託

## 2 事業目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する富裕層の誘致に向けて、プロモーション活動を実施している。

プロモーションの一環として、TCVBが別途加盟する富裕層向け旅行事業者向けコンソーシアムConnections Luxury（本部イギリス、以下「Connections」という。）を活用し、富裕層を顧客に多く持つ海外旅行エージェントを東京に招聘するFAMトリップを実施する。それにより、東京の富裕層向け旅行コンテンツ等を実際に体験させることで、東京の富裕層向け旅行地としての認知度向上や、訪都旅行商品の販売の促進に繋げる。

## 3 契約期間

令和5年8月17日から令和6年3月31日まで

## 4 全体運営

### (1) 訴求するブランドイメージ

#### ア ラグジュアリートラベル向け訴求イメージ

都並びにTCVBがターゲットとする富裕層を定義した「東京都が目指すべきターゲット像」（指名通知後に別途支給）を参照し、そのターゲット像に適した企画を提案・実施するものとする。

ターゲットとする富裕層は、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが各種調査において明らかになっている。ニーズに合った特別感の醸成のため、各種富裕層プロモーションにおいて活用している「Tokyo Timeless Temptations」のマークを活用し、既に制作済みのプランナーズガイドや、都とTCVBが運用する富裕層向けウェブサイトTokyo Timeless Temptations（以下「Timeless Tokyo」という。）のイメージに沿った訴求をすること。

【「Tokyo Timeless Temptations」マークについて】

別紙1「富裕層PR用マークについて」を参照すること。

【富裕層向けウェブサイト「Tokyo Timeless Temptations」について】

<https://timelesstokyo.com/>

海外富裕層旅行者を取り扱うトラベルデザイナー等に対して、「旅行先としての東京」の認知度を向上させるとともに、富裕層旅行者が実際に東京で体験できることに関する情報を英語で発信している。

#### イ 東京のブランディング戦略

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、「東京のブランディング戦略」を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき、「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）にこめられたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。なお、「東京のブランディング戦略」及びアイコンとキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07.html>

【アイコン公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp>

#### (2) 実施体制

- ア 欧米豪を中心とした富裕層旅行者や、その旅行者を顧客に多く持つ旅行エージェント等のニーズを的確に捉えるため、ラグジュアリートラベル市場に精通する者から助言を得られる体制を構築すること。
- イ 本事業における実施体制については、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。また、現地の最新情勢・動向に細心の注意を払い、それらに配慮した企画提案、臨機応変に対応できる実施体制を整えること。
- ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。

### 5 業務内容

以下の FAM トリップ 2 本を企画・実施すること。

#### (1) 11 月実施 FAM トリップ

##### ア 実施日程

令和 5 年 11 月 15 日（水）～令和 5 年 11 月 19 日（日）予定

##### イ 同行者数

計 20 名程度

(内訳)

被招聘者 Connections に加盟している欧米豪を中心とした富裕層向け旅行

エージェント：12～13 名程度

Connections スタッフ：1 名～2 名程度

Connections 撮影スタッフ：2 名程度

通訳ガイド：1 名

受託事業者／監督者：1 名

TCVB：1 名

ウ 視察先の企画・手配

下記の表に記載の内容を目安に、視察先を企画・手配すること。

日程	時間 (※目 安)	手配内容	宿泊先
11 月 15 日 (水)	午前	参加者の空港到着／宿泊先への送迎	都内ホテル (汐留)
	午後	宿泊先ホテルの視察 (予定)	
	夜	宿泊先ホテルでのウェルカムレセプション (予定)	
11 月 16 日 (木)	午前	都内神社 (神田) での祈祷体験・特別拝観	都内ホテル (汐留)
	正午	都内富裕層向けホテル (新宿エリア) での昼食・ホテル視察 (予定)	
	午後	視察①	
	夜	夕食	
11 月 17 日 (金)	午前	・都内富裕層向けホテル (大手町エリア) の視察等 (予定) ・視察②	都内ホテル (六本木)
	正午	都内富裕層向けホテル (八重洲エリア) での昼食・ホテル視察 (予定)	
	午後	視察③	
	夜	夕食	
11 月 18 日 (土)	午前	・宿泊先ホテルの視察等 (予定) ・視察④	都内ホテル (六本木)
	正午	昼食	
	午後	視察⑤	
	夜	夕食：フェアウェル・ディナー	
11 月 19 日 (日)	午前	参加者出発／空港への送迎	

※ 参加者の宿泊先は別途 TCVB が手配し、受託者に通知する。

(2) 2月実施 FAM トリップ

ア 実施日程

令和6年2月5日(月)～令和6年2月9日(金) 予定

イ 同行者数

計20名程度(予定)

(内訳)

被招聘者 Connections に加盟している欧米豪を中心とした富裕層向け旅行

エージェント：12～13名程度

Connections スタッフ：2名程度

Connections 撮影スタッフ：1～2名程度

通訳ガイド：1名

受託事業者／監督者：1名

TCVB：1名

ウ 視察先の企画・手配

下記の表に記載の内容を目安に、視察先を企画・手配すること。

日程	時間 (※目安)	手配内容	宿泊先
2月5日 (月)	午前	参加者の空港到着／宿泊先への送迎	都内ホテル (赤坂)
	午後		
	夜	宿泊先ホテルでのウェルカムレセプション(予定)	
2月6日 (火)	午前	宿泊先ホテルの視察・都内神社(赤坂エリア)での祈祷体験(予定)	都内ホテル (赤坂)
	正午	都内富裕層向けホテル(虎ノ門エリア)での昼食・ホテル視察(予定)	
	午後	視察①	
	夜	夕食	
2月7日 (水)	午前	視察②	都内ホテル (虎ノ門)
	正午	都内富裕層向けホテル(日本橋エリア)での昼食・ホテル視察(予定)	
	午後	視察③	
	夜	夕食	
2月8日 (木)	午前	・宿泊先ホテルの視察 ・視察④	都内ホテル (虎ノ門)
		宿泊先ホテル(紀尾井町エリア)の視察・体験(予定)	

	正午	昼食	
	午後	視察⑤	
	夜	宿泊先ホテルでのフェアウェル・ディナー（予定）	
2月9日 (金)	午前	参加者出発／空港への送迎	

※ 参加者の宿泊先は別途 TCVB が手配し、受託者に通知する。

### (3) 企画・運営

(1) 及び (2) の FAM トリップに係る事前準備・手配から、FAM トリップの実施や報告等、以下の通り企画・運営を行うこと。業務進行スケジュールを管理し、随時 TCVB と共有すること。

#### ア Connections 及び参加者との連絡・調整

当該事業の企画運営に伴い、イギリスに本部を置く Connections や参加者との連絡・調整を適宜行うこと。なお、コミュニケーションは原則英語となる。

#### イ ホテル手配

- ① TCVB にて事前に 4～5 つ星相当の宿泊ホテル（朝食・Wifi 等込み）を手配するため、委託費用に宿泊費は含まないこととする。
- ② 1 つの行程（4 泊 6 日）につき、2 つのホテルに 2 泊ずつ宿泊することを想定する。
- ③ 被招聘者決定にともない、FAM 終了に至るまでホテル側への宿泊者名簿の提供等含め必要な調整を行うこと。

#### ウ 送迎手配

- ① 5 項 (1) ア、及び (2) アに記載の日程案の空港送迎（1 日目と 5 日目）については、被招聘者全員に英語対応可能なドライバー付きのプライベート送迎車を手配すること。フライトの発着時間が近い被招聘者同士は混載送迎も可能とするが、被招聘者の空港での待機時間が 1 時間を超えないようにすること。
- ② 5 項 (1) ア、及び (2) アに記載の 2 日目から 5 日目を通して、被招聘者・添乗員・ガイド・TCVB 職員（1 名を想定）が余裕を持って座れるマイクロバス、ハイエース等の車両を各グループ以上手配すること。
- ③ 上記①、②の他に Connections の撮影スタッフが FAM トリップ中に実施する都内富裕層向けホテル GM へのインタビュー、及び施設撮影に係る車両を 5 項 (1) ア、及び (2) アに記載の各日程につき各 1 台手配すること。車両には撮影スタッフ（1 名程度）、及び TCVB 職員等のアテンド対応スタッフ（1 名）の乗車を想定すること。
- ④ 5 項 (3) イ②に記載の通り、招聘期間内にホテル間の移動を想定し、荷物を

含めた移動が可能なよう調整すること。

- ⑤ 4日間の行程のうち、数回程度ホテル視察を予定している。その際にも対応可能なよう車両を手配すること。
- ⑥ 車種は富裕層旅行者に相応しいグレードの高い車両とすること。
- ⑦ 行程上必要な有料道路代、駐車代、回送費用等の諸経費を委託費に含めること。ただし、最終的な支払い額は実費精算とする。

#### エ FAM 当日の体制構築及び安全管理

- ① 旅程管理主任者の資格を持つ添乗員を各グループ1名以上手配すること。
- ② 添乗業務は英語にて対応すること。
- ③ 後述オの英語通訳ガイドが添乗員を兼ねる場合には、英語通訳ガイドは旅程管理主任者の有資格者とし、その管理側も緊急時に素早く柔軟な対応できるよう、体制を必ず整えること。
- ④ FAM 実施前1週間前を目途に、FAM 当日の体制及び緊急時の連絡体制や対応について明記した計画書を提出し、当日の不測の事態に対し速やかに対応できる体制を整えること。

#### オ 英語通訳ガイド手配

- ① 東京都登録の全国通訳案内士有資格者を各グループ1名手配すること。
- ② 上記日程案の期間中、スルーガイドであること。原則、行程の途中でガイドの変更がないこと。
- ③ 空港での出迎えから、帰国日送迎車への見送りまでを行うこと。
- ④ 英語が堪能且つ優れたガイディングスキルを持ち、富裕層旅行客へのアテンド経験が豊富であり、顧客からのフィードバックが良い優れたガイドを前提とし、正式手配依頼にあたっては複数名候補者を実績とプロフィールと共に提案し、TCVB と協議の上手配すること。

#### カ 旅行保険手配

- ① 上記日程案の期間中被招聘者に対し、傷害死亡・傷害治療・疾病治療（新型コロナウイルス感染を含む）・賠償責任等を含む十分な補償を備えた旅行保険を手配すること。
- ② 補償内容、補償の期間（海外から日本までの移動期間を補償に含められるかどうか）、加入手続き、被招聘者への保険証書の受け渡し方法等については、TCVB と協議の上決定すること。

#### キ 食事手配

- ① 5項(1)ウ、及び(2)ウに記載の行程案のうち、記載の食事を手配すること。
- ② TCVB が事前に手配したホテルでの食事（宿泊先ホテルにおけるウェルカムレセプション、フェアウェル・ディナー及びホテル視察と合わせた昼食含む）については委託費用に含まないこととするが、受託決定後、被招聘者等参加者の

食事制限等を把握の上、各ホテルと必要な調整・手配を行うこと。

- ③ 上記②で記載のホテルでの食事以外については、富裕層旅行者にお勧めできるレストランを選択すること。
- ④ メニューは英語表記があり、ヴィーガン・ベジタリアン対応、及びアレルギー対応ができるレストランを選択肢に入れること。対応ができない場合は、被招聘者が事前に把握できるように調整すること。
- ⑤ 各食事ではドリンク 1 杯以上、夕食ではアルコール 1 杯以上を含め、カバーする分を超えるオーダーについては被招聘者が現地精算可能とすること。

#### ク 観光地入場料・文化体験等の手配

- ① 5 項 (1) ウ、及び (2) ウに記載の行程案にて訪問する都内観光地や文化体験を提案し、手配すること。それらの入場料や文化体験の手配費は委託費用に含めること。
- ② 都内観光地については富裕層旅行者に人気のある場所を、1 日あたり 2~3 か所程度選定すること。
- ③ 文化体験は全日程の中で 2~3 か所程度選定して行程に入れること。
- ④ 5 項 (1) ウ、及び (2) ウの行程案のうち、指定のあるコンテンツ（神社での祈祷体験等）については、委託先決定後通知する訪問先と調整を行い、行程に組み込むこと。また、その費用は委託費用に含めること。
- ⑤ その他、TCVB から一部コンテンツについて代替案がある場合は柔軟に対応すること。

#### ケ その他の手配について

- ① 富裕層旅行者に相応しい、東京らしいギブアウェイを被招聘者全員に手配すること。なお手配にあたっては、TCVB と協議の上決定すること。
- ② ビザが必要な被招聘者に対しては、必要な書類等を手配すること。（全被招聘者のうち数名程度を想定。）
- ③ 上記日程案の期間中使用可能なモバイル Wi-Fi ルーターを、被招聘者 1 名あたり 1 台手配すること。
- ④ 被招聘者の旅費を TCVB にて一部補助を行うその旅費補助額を TCVB に代わり、フライトの証票（e-チケット控え、デジタルチケットのスクリーンショット、航空券半券等）と引き換えに被招聘者に支給すること（日本円での一律の額の支給を想定）。また、その際に発生する旅費補助実費及び諸経費を含めること。委託決定後に被招聘者数が変わる場合その増減にかかる費用については協議の上決定するものとする。

なお、航空券手配は被招聘者自身が手配するため、本委託費には含まないこととする。

(4) その他

- ア FAM トリップ参加者より視察先等の画像提供依頼があった際は、各施設に確認の上、使用条件等とあわせて参加者に連絡すること。
- イ 業務内容の詳細については TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に共有すること。

**6 完了報告と契約代金の支払いについて**

(1) 契約代金の支払いについて

各 FAM トリップ実施後、実施報告書を受領後に支払うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と実施報告書の提出について

別紙 2「委託完了届」を提出すること。実施報告書は、各 FAM トリップ実施後 2 週間以内に提出すること。

**7 第三者委託の禁止**

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

**8 作成物・成果物に関する権利の帰属**

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「7 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。



## 9 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

## 10 個人情報の保護

- (1) 別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (2) 本件における「個人情報」とは、
  - ア 本事業を遂行するために TCVB 及び受託者が収集・保管する情報のうち、
    - ・本事業の活動を通じて得たもので、連絡や問い合わせ、FAM トリップ参加者の氏名/連絡先/メールアドレス など
  - イ TCVB 職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名/メールアドレス など
- (3) 本事業の遂行にあたり「7 第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

  - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
  - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

## 11 その他

- (1) 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 本事業の委託者は TCVB であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (4) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 秋山、小西  
Email：[akiyama@tcvb.or.jp](mailto:akiyama@tcvb.or.jp)/[konishi@tcvb.or.jp](mailto:konishi@tcvb.or.jp)